

Ⅱ 学生生活に関する内容

学内での紛失・盗難・拾得・破損・事故

まずは速やかに学務課に申し出てください。

- 学内で拾得した落とし物は、学務課に届けてください。
- 紛失物を受け取る際は、学生証の提示が必須です。
- 実習室や体育館等における紛失や事故は、担当教員にも連絡してください。
- コンピュータやUSBメモリは個人情報の流出にも繋がる恐れがあるため、管理は特に注意してください。
- 拾得物の保管期間は3ヶ月間です。
- 学内における（交通）事故は、その内容の軽重にかかわらず必ず110番（119番）への通報を行い、その後、学務課に連絡をしてください。